

群監第30214-6号

令和3年9月10日

群馬県知事 山本 一太 様

群馬県監査委員	林	章
同	石原	栄一
同	岸	善一郎
同	井下	泰伸

令和2年度群馬県内部統制評価報告書に係る審査意見について

地方自治法（平成22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和2年度群馬県内部統制評価報告書について審査した結果は、別紙のとおりです。

# 令和2年度群馬県内部統制評価報告書に係る審査意見書

## 1 審査の対象

令和2年度群馬県内部統制評価報告書

## 2 審査の着眼点

群馬県知事（以下「知事」という。）が作成した令和2年度群馬県内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかを主眼に、次の観点から審査を行った。

### （1）評価手続に係る審査

- ア 評価範囲とした内部統制対象事務について網羅的に評価されているか。
- イ 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか。

### （2）評価結果に係る審査

- ア 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか。
- イ 整備上の重大な不備がある場合、評価基準日までに是正されたか。

## 3 審査の実施内容

### （1）審査の対象となる内部統制の評価範囲

- ア 財務に関する事務
- イ 個人情報保護に関する事務
- ウ 公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけへの対応に関する事務

### （2）審査の実施方法

令和2年度群馬県内部統制評価報告書について、知事から報告を受け、群馬県監査委員監査基準（令和2年群馬県監査委員告示第1号）に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき審査を行った。

なお、審査に当たっては、必要に応じて関係部局等に資料の提出及び説明を求めるとともに、監査等によって得られた知見を利用した。

## 4 審査の結果

令和2年度群馬県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当である。

なお、本県では、知事の強いリーダーシップのもと、法定の「財務に関する事務」に加え、二つの事務を内部統制の対象とするとともに、専門の弁護士を配置し、「群馬モデル」として推進しているところである。

県民から大きく信頼される行政運営を確立するため、次の事項に留意の上、内部統制制度の充実に向けた不断の見直しや着実な取組を行い、より実効性のある制度となるよう努められたい。

#### **(1) リスク発生の未然防止の徹底について**

各所属においては、「群馬県内部統制行動計画」(令和2年4月群馬県総務部総務課、以下「行動計画」という。)に基づき、「内部統制実施計画書」を作成し、日々の業務において実践しているところである。

職員一人ひとりが内部統制に主体的に関わり、「内部統制実施計画書」に定めたりスク対応策を組織的に実践することにより、リスク発生の未然防止の徹底に努められたい。

#### **(2) 部局におけるリスクマネジメントの強化について**

各所属においては、全庁に共通するリスクのほかに、所属個別リスクの有無を検討し、リスクの内容に応じた対応策を整備しているところである。

所属個別リスクについては、過去に発生した会計上のミス、監査での指摘事項等を踏まえ、各所属の状況に応じて整備するものであるが、特定の部局内の所属に共通して発生が想定されるリスクについては、当該部局の主管課等が、関係所属に必要な情報提供を行うなど、部局におけるリスクマネジメントの強化に努められたい。

#### **(3) 運用上のリスクが発生した場合の報告について**

各所属においては、運用上のリスクが発生した場合には、評価対象期間の終了を待たず、遅滞なく総務部総務課に報告することとされている。

運用上のリスクが発生した場合に、必要な対応策を迅速かつ的確に講じることができるよう、行動計画に基づく適時の報告の徹底に努められたい。